

愛知県地球温暖化対策推進条例（抄）

（事業活動におけるエネルギーの使用の合理化等）

第七条 事業者は、その事業活動において使用するエネルギーの量を把握し、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、物の製造、加工又は販売、役務の提供その他の事業活動を行うに当たっては、その各過程において、温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう努めなければならない。

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第八条 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2～4 略

（地球温暖化対策実施状況書の作成等）

第九条 特定事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置の実施状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2～3 略

（地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表）

第十条 知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。

2 特定事業者は、第八条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書等を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

（地球温暖化対策計画書等に係る助言）

第十一条 知事は、特定事業者に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。

2 略

（再生可能エネルギー等の優先的な使用）

第十七条 事業者及び県民は、エネルギーを使用するに当たっては、できる限り、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー、工場等の排熱その他の未利用エネルギー及び水素エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）を優先的に使用するよう努めなければならない。

2 県は、再生可能エネルギー等の優先的な使用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。